

献 呈 の 辞

振津隆行先生は、一九七三年（昭和四八年）、関西大学法学部をご卒業となり引き続き同大学大学院法学研究科修士課程（公法学専攻）に進学されました。そして、一九七八年（昭和五三年）に同博士課程を終えられ、一九九八年、同大学より博士号を授与されました。

大学院時代は、大学院での授業以外に、関西刑法研究者の梁山泊といわれる刑法読書会において多くの著名な刑法学者や他大学院研究者とのドイツ刑法理論を中心にした海外の研究を学ばれ、その後、ヴェルツブルク大学法学部へ留学するなどドイツ刑法研究は40年に及んでいます。

大学院博士課程単位取得後は、小樽商科大学商学部講師・助教授を経て、一九八四年（昭和五九年）に、金沢大学法学部に着任され、一九八九年（平成元年）に教授に昇任されます。二〇〇四年（平成一四年）、大学院法務研究科の設置に伴い配置換えとなられ、法務研究科教授として法務研究科の礎を築かれました。また、法学部も併任され、刑法（第二部）や演習などを受け持たれています。法務研究科設立当時は、法務研究科と法学部のいずれもの会議に出席され、非常にお忙しそうなお様子でした。それにもかかわらず、学生との懇談をかかさず、また、論文や翻訳などの執筆も常に続けておられました。

主たる研究は、刑法における違法性についてであり、「危険概念」や「正当防衛における防衛の意思」や「被害者の承諾」、「過失犯における正当化要素」など正当化事由について多くの著書があります。四冊の単著を出版されるなど違法性についての真髄を見極めてこられました。今後のご活躍も期待するばかりです。

最後になりましたが、学問を愛し、学問に生きてこられ、学生や私のような若輩者にもいつも穏やかな笑顔を降り注がれ、法学部・法学類では30年間、まだ創立まもなく右も左もわからない法務研究科教員たちをそっと影から支えら

れてこられたこの10年間、本当にありがとうございます。私たちは、先生にともして頂いた学問の灯を消さないよう守っていきたいと思います。私たちがこの志を忘れることがないように、どうぞ時々、角間まで足をお運び頂き、今までと同じように温かく見守って頂けますようお願いいたします。振津先生の更なるご活躍を祈念しつつ、私たちも先生に築いて頂いた礎を守り頑張っていきたいと思います。

金沢大学大学院法務研究科長

佐藤美樹